

令和 3 年度

今 治 市 桜 井 財 産 区
決 算 審 査 意 見 書

今 治 市 監 査 委 員

監 第 1 0 0 号

令和 4 年 9 月 8 日

今治市桜井財産区

今治市長 徳 永 繁 樹 様

今治市監査委員 木 原 盛 展

同 越 智 豊

令和 3 年度 今治市桜井財産区決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度
今治市桜井財産区歳入歳出決算とその証書類を審査した結果、次のとおり
その意見書を提出する。

令和３年度 今治市桜井財産区決算審査意見書

1 審査の対象

令和３年度今治市桜井財産区歳入歳出決算

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

2 審査の期間

令和４年６月１日から９月８日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

決算その他関係書類が法令に適合し、計数が正確であるかどうか、予算の執行状況が適正かどうかについて、関係諸帳簿、証書類と照合し、審査を実施した。

4 審査の結果

今治市監査委員監査基準に準拠し、審査を実施した結果、審査の対象となった決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合して作成されており、計数は正確であり、予算執行についても適正であった。

5 審査の概要

(1) 決算規模

予算現額1,633万3千円に対し、歳入決算額は1,631万3千円（執行率99.9%、収納率100%）、歳出決算額は97万4千円（執行率6.0%）である。
歳入歳出差引残額1,533万8千円は、翌年度へ繰越している。

予 算 決 算 対 照 表

(単位 千円、%)

区 分	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	決 算 額 (C)	予算現額 に対する 増減額又は 不用額	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)	令和2年度 決算額	対前年度増減	
								決 算 額	率
歳 入	16,333	16,313	16,313	△ 20	99.9	100	16,800	△ 487	△ 2.9
歳 出	16,333		974	15,359	6.0		684	290	42.4
差 引	—		15,338				16,116	△ 777	△ 4.8

ア 歳 入

歳 入 決 算 状 況

(単位 千円、%)

区 分 款	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	執行率 (C/A)	収納率 (C/B)	収入済額 構成比率	令和2年度 収入済額	対前年度増減	
								収入済額	率
使用料及び手数料	9	10	10	106.5	100	0.1	32	△ 22	△ 69.6
財 産 収 入	206	186	186	90.3	100	1.1	207	△ 21	△ 10.1
繰 越 金	16,115	16,116	16,116	100.0	100	98.8	16,558	△ 442	△ 2.7
諸 収 入	3	1	1	41.5	100	0.0	4	△ 2	△ 65.8
計	16,333	16,313	16,313	99.9	100	100	16,800	△ 487	△ 2.9

収入済額は、前年度と比較すると2.9%、48万7千円減少している。

これは主に、繰越金が44万2千円減少したためである。

収入済額の主なものは、繰越金1,611万6千円（収入済額に占める割合98.8%）、財産収入18万6千円（同1.1%）である。

イ 歳 出

歳 出 決 算 状 況

(単位 千円、%)

区 分 款	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	不 用 額	執行率 (B/A)	支出済額 構成比率	令和2年度 支 出 済 額	対前年度増減	
							支出済額	率
議 会 費	275	206	69	74.8	21.1	202	4	1.8
総 務 費	4,941	768	4,173	15.6	78.9	482	287	59.5
予 備 費	11,117	—	11,117	—	—	—	—	—
計	16,333	974	15,359	6.0	100	684	290	42.4

支出済額は、前年度と比較すると42.4%、29万円増加している。

支出済額の内訳は、総務費76万8千円（支出済額に占める割合78.9%）、議会費20万6千円（同21.1%）である。

節別における主なものは、選挙システム桜井財産区地区追加委託料31万7千円等の委託料46万7千円、議員報酬20万3千円等の報酬27万7千円である。

(2) 財産に関する調書

ア 公有財産

土地は433,001.71㎡、建物は930.15㎡、立木の推定蓄積量は45.17㎡で、当年度中の増減はない。

- (注) 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は、四捨五入の上表示した。そのため差額又は合計額が一致しない場合がある。
- 2 比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入の上表示した。そのため構成比については、合計が一致しない場合がある。